

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(神奈川県担当部会)
令和3年10月7日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
厚生年金保険関係	1件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	1件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第2100055号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚)第2100037号

第1 結論

1 請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成12年2月20日から同年2月21日に訂正することが必要である。

2 請求者のB社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成12年2月21日、喪失年月日を同年8月1日に訂正し、同年2月から同年7月までの標準報酬月額を59万円とすることが必要である。

平成12年2月21日から同年8月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成12年2月21日から同年8月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

3 請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成12年8月1日、喪失年月日を同年11月1日に訂正し、同年8月及び同年9月の標準報酬月額を59万円、同年10月の標準報酬月額を62万円とすることが必要である。

平成12年8月1日から同年11月1日までの期間については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成12年8月1日から同年11月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成12年2月20日から同年11月1日まで

私は、当時勤務していたA社から、同じCグループのB社のD職不足を補うため一時的に手伝いに行くようにとの指示があり、同社に勤務し、その後、A社に戻ったが、厚生年金保険の記録では、請求期間が被保険者期間となっていない。

調査の上、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間のうち、平成12年2月20日から同年2月21日までの期間について、A社の事業主から提出されたCグループ社員名簿（写）、事業主の回答及び雇用保険の加入記録により、請求者は、Cグループに継続して勤務（平成12年2月21日にA社からB社に異動）していることが確認できることから、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を同年2月21日に訂正することが必要である。

2 請求期間のうち、平成12年2月21日から同年8月1日までの期間について、請求者から提出された給与明細書（写）、B社の事業主から提出された請求者に係る転勤の資料（写）、A社から提出された請求者に係るCグループ社員名簿（写）及び雇用保険の加入記録により、請求者は、Cグループに継続して勤務（平成12年2月21日にA社からB社に異動し、同年8月1日にB社からA社に異動）し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、平成12年2月から同年7月までの標準報酬月額については、日本年金機構の回答及び上記給与明細書（写）により確認できる当該期間の標準報酬月額の決定の基礎となる被保険者資格取得時の報酬月額及び当該期間に係る厚生年金保険料控除額から、59万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成12年2月21日から同年8月1日までの期間について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届及び同喪失届を社会保険事務所（当時）に対して提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについてはいずれも不明と回答しているが、当該期間において、B社に係るオンライン記録の健康保険厚生年金保険の整理番号に欠番がないことから、請求者に係る厚生年金保険の記録が失われたとは考えられない上、仮に、事業主から請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、同資格喪失届を提出する機会があったことになるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届について記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該届は提出されておらず、その結果、社会保険事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

3 請求期間のうち、平成12年8月1日から同年11月1日までの期間について、A社の事業主から提出された、Cグループ社員名簿（写）、事業主の回答及び雇用保険の加入記録により、請求者は、Cグループに継続して勤務（平成12年8月1日にB社からA社に異動し、同年11月1日にA社からCグループのE社に異動）し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、平成12年8月から同年10月までの標準報酬月額については、事業主のCグループ間における給与及び保険料控除に係る回答及び陳述、上記給与明細書（写）並びに請求者の当該期間直後の厚生年金保険被保険者期間における標準報酬月額（62万円）の記録から、平成12

年8月及び同年9月は59万円、同年10月は62万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成12年8月1日から同年11月1日までの期間について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届及び同喪失届を社会保険事務所に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第2100056号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(脱)第2100001号

第1 結論

昭和33年4月1日から昭和45年2月21日までの請求期間については、脱退手当金を受給していない期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和15年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和33年4月1日から昭和45年2月21日まで

厚生年金保険の記録では、私がA社B工場で勤務していた昭和33年4月1日から昭和45年2月21日までの期間に係る脱退手当金が9万6,516円支給されたことになっているが、自身の記憶では受給した脱退手当金の額は1万8,000円ぐらいだったので、当該脱退手当金の差額を支給してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間に係る脱退手当金について、A社B工場を辞めた後に、C社会保険事務所(当時)の窓口で書類を書いて提出し、後に同所の窓口で脱退手当金を受け取ったと陳述しており、当該期間に係る脱退手当金の請求及び受給については認めているところ、当該期間に係る脱退手当金の受給額について、1万8,000円ぐらいだったと主張している。

しかしながら、オンライン記録によると、請求期間の脱退手当金(9万6,516円)は、支給額に計算上の誤りはない上、A社B工場の請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の裏面の備考欄には、脱退手当金が支給されたことを意味する押印が確認できるとともに、当該期間に係る厚生年金保険の被保険者資格を喪失した日から約1か月後の昭和45年3月25日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、請求者の請求期間に係る脱退手当金の受給額が1万8,000円ぐらいだったとする主張のほかに、請求者が脱退手当金を9万6,516円受給したことを疑わせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、請求者は、請求期間に係る脱退手当金(9万6,516円)を受給していないものと認めることはできない。